

北九州市立病院機構治験・臨床研究審査委員会規程 変更対比表

頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
1	施行	施行：令和 <u>2 年 6 月 24 日</u>	施行：令和 <u>3 年 4 月 1 日</u>	改訂
1	(事務局) 第 6 条	委員会に関する事務は市立病院機構の病院の事務局管理課の協力を得て、 <u>臨床研究推進室</u> において処理する。	委員会に関する事務は市立病院機構の病院の事務局管理課の協力を得て、 <u>機構本部経営戦略課</u> において処理する。	組織改編に伴うもの 変更
1	(附則)	(追加)	<u>3 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u>	改訂

修正箇所を_____で示す